

### 消費税法等改正に伴うガス料金の改定のお知らせ

日頃より佐渡ガスをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、消費税法等の改正により2019年10月1日から消費税が10%に引き上げられることに伴い、2019年10月以降のガス料金に新たな消費税率を反映させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

弊社は、これからもコスト削減を推進するとともに、お客さまや地域社会の信頼・ニーズにお応えしてまいります。

今後とも佐渡ガスをご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ガス料金の変更内容について

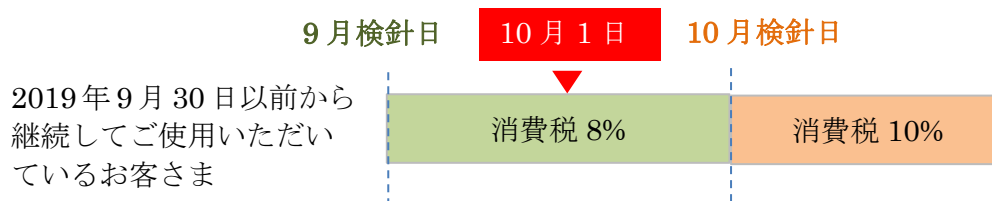
ガス料金には、消費税等相当額が含まれているため、消費税法改正を反映した料金に変更させていただきます。

**消費税等相当額以外の料金の変更はありません。**

なお、2019年9月30日以前から継続してご契約のお客さまには、原則として「経過措置」により10月分まで旧税率（8%）が適用されます。

（参考）消費税法上の経過措置について

2019年10月1日前から継続して供給しているガスに係る料金等で、2019年10月に行う定期検針またはそれ以前の閉栓等に基づき料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、旧税率（8%）が適用されます。



※ 消費税法の改正施行日（10月1日）での日割計算は行いません。

※ 検針日はお客さまごとに異なります。

※ 10月1日以降に新たにご使用を開始されるお客さまは、ご使用開始日から消費税10%が適用されます。

● 11月分 ガス料金（消費税率10%適用・基準単位料金）

契約種別		1ヶ月のご使用量	基本料金 (1ヶ月あたり)	従量料金単価 (1m <sup>3</sup> あたり)
小売供給約款	A	0 m <sup>3</sup> ～14 m <sup>3</sup> まで	990.00 円	332.43 円
	B	15 m <sup>3</sup> ～146 m <sup>3</sup> まで	1,155.00 円	320.56 円
	C	147m <sup>3</sup> ～	1,496.00 円	318.23 円
温水暖房契約	A	0 m <sup>3</sup> ～14 m <sup>3</sup> まで	990.00 円	332.43 円
	B	15 m <sup>3</sup> ～37 m <sup>3</sup> まで	1,815.00 円	273.41 円
	C	38 m <sup>3</sup> ～70 m <sup>3</sup> まで	2,475.00 円	255.57 円
	D	71 m <sup>3</sup> ～235 m <sup>3</sup> まで	3,344.00 円	243.15 円
	E	236m <sup>3</sup> ～2360 m <sup>3</sup> まで	5,940.00 円	232.11 円
	F	2361 m <sup>3</sup> ～	39,402.00 円	217.93 円

※ 弊社は、原料の輸入価格の変動に応じて、従量料金単価を毎月調整いたします。

※ 11月分の従量料金単価は、基準単位料金を記載しております。実際に11月に適用する従量料金単価は、2019年9月末に発表される平均原料価格（2019年6月から2019年8月までの平均原料価格）に基づき調整いたします。

※ 上記以外のご契約のお客さまの料金表については、[佐渡ガスホームページにてご案内しております。](#)

● ガス料金以外の商品・サービスにつきましては、2019年10月1日より10%の消費税を申し受けます。 ※ 経過措置の対象外です。

【新税率〈10%〉適用となるサービス】

- ・ ガス警報器・火災警報器リース料金
- ・ ガス機器等の器具・設備販売
- ・ ガス工事
- ・ ガス機器修理に関する代金 等